令和〇年〇月〇日

亡甲野太郎氏　相続人各位

遺言執行者任務開始のご通知

〒〇〇〇−〇〇〇〇　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
〇〇法律事務所
亡甲野太郎氏遺言執行者
弁護士　　丙　山　太　郎　印
TEL：〇〇-〇〇-〇〇〇
FAX：〇〇-〇〇-〇〇〇

冠省
　当職は、亡甲野太郎氏（昭和〇年〇月〇日生、令和〇年〇月〇日ご逝去、本籍: 〇県〇市〇町〇丁目〇番地)の遺言執行者として、亡甲野太郎氏の相続人各位に対し、以下のとおりご通知申し上げます。

　このたびは、亡甲野太郎氏のご逝去の報に接し、各位におかれましては、誠にご愁傷のこととお察し申し上げ、心よりお悔やみ申し上げます。

　亡甲野太郎氏は、平成〇年〇月〇日付遺言公正証書(〇〇法務局所属公証人〇〇作成平成〇年第〇〇〇号)により、当職を遺言執行者に指定されており、今般、当職が遺言執行者に就職し、その任務を開始いたしました。
　遺言公正証書正本の写しを同封いたしますので、遺言の内容をご確認くださいますようお願いいたします。なお、遺言公正証書の原本は〇〇公証役場において保管され、また遺言公正証書の正本は当職が保管しております。
　遺言執行者に就職したことにより、当職は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理と遺言執行に必要な一切の行為を行う権限を有することとなります。これに伴い、相続人各位におかれましては、相続財産の処分その他遺言の執行の妨げとなる行為をすることができなくなりますので、何卒ご了承ください。

　以後、当職が、遅滞なく、相続財産の目録を作成して相続人各位にお送りするとともに、順次、遺言の執行を行ってまいります。
　なお、個別の執行行為に当たって事前に相続人各位のご承諾を頂戴することはございませんのでご了承ください。
　また、遺言執行に要する費用(本遺言において定められた遺言執行者の報酬を含みます。)は、民法 1021 条により、相続財産からご負担いただくこととなりますので、この点も併せてご了承いただきますよう、お願いいたします。

　遺言に関してご質問等がございましたら、当職までお問い合わせください。
　また、本遺言よりも後の日付で作成された故人の遺言又はその写しをお持ちである場合には、早急に当職までその旨ご一報いただければ幸いです。

故人の遺志を実現すべく、誠意をもって職務に当たる所存でございますので、相続人各位におかれましては、遺言の円滑な執行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

草々

添　付　書　類

１　遺言公正証書正本の写し　１通

見本